

意見提出手続結果報告書

次の「佐伯市農業振興計画（素案）」について、以下のとおりでしたので、お知らせします。

- 1 名称 佐伯市農業振興計画（素案）
- 2 意見募集期間
令和2年2月10日（月曜日）から令和2年3月10日（火曜日）まで
- 3 意見提出件数 1件

4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方 意見

計画素案中19ページ「(2) 農地の多面的機能の維持」については、組織の事務作業の軽減でしかないのか。中山間地域を中心とした「急傾斜地にある農地」の今後の方向性が見えない。このような農地については、佐伯市としては力点を置かないのか。日本型直接支払に関する資料を確認しても、そこには農業・農地には多面的機能を有するとある。その機能とは国土保全・水源涵養・自然環境保全・景観形成等である。急傾斜地域の農地において、「石積み保全」・「棚田オーナー制度」などに取り組むことで、次のような効果が期待できる。豪雨時のダム機能による災害対策。山林と人家がある地域との緩衝エリアとなり、鳥獣害対策。景観形成による観光資源。「農業の振興」は、総合計画の基本政策「地域資源をいかした産業と観光創生」に紐付けられてもいる。石積みによって「河川に滞積する石」の有効活用ができる。土砂捨て場の負担軽減。「棚田オーナー制度」では、佐伯産の米を知ってもらう機会となり、体験として地域に訪れる機会創出となり、農地保全の財源確保となり、都市部の方とのつながりを得られる。その上で、下流への災害減につながる。人的資源不足の問題もあるが、持続可能な農村づくりとは、経済的な持続性だけではなく、SDGsに見られる自然環境の保全からの循環も重要な要素である。

【実施機関の考え方】

日本型直接支払制度を活用した農地の保全活動により、農地の多面的機能の維持・発揮が図られています。ご意見にもありますように活動している組織では、人的資源不足の課題が表面化してくるなど、制度の受皿となる組織運営の改善が喫緊の課題となってきました。

そこで、将来にわたって農地の多面的機能の維持を図っていくために、まずは、組織の体制改革を進めていく考えです。

今回提出された意見は、重点取組としている「広域組織化による事務局の一本化」の延長線上にあるため、19ページの「現状と課題」に、将来にわたる課題として、一部修正を加えるとともに、今後とも農地の多面的機能の維持・発揮を促進する取組を行い、持続可能な農村づくりにつなげてまいります。

- 5 意見に基づいて修正した内容等
当該意見の【実施機関の考え方】に明記しています。

- 6 問い合わせ先
佐伯市役所農林水産部農林課（本庁舎3階）
直通電話 22-4659
Eメール: nousei@city.saiki.lg.jp